

平成21年8月31日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成●●年(〇〇)第●●号供託金還付請求権取立権確認請求事件

口頭弁論終結日 平成21年7月13日

判 決

原告 国

被告 Y

主 文

- 1 原告と被告との間において、別紙供託金目録記載の供託金につき、原告が還付請求権の取立権を有することを確認する。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文と同旨

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、昭和60年3月15日を法定納期限とする租税債権をもって同年8月23日納税義務者が所有していた栃木県所在の土地(以下「本件土地」という。)に差押えをした原告が、同月3日付けで同土地について所有権移転請求権仮登記を経由した被告に対し、その後同土地が収用された際の補償金が供託されたものである別紙供託金目録記載の供託金について、原告が還付請求権の取立権を有することの確認を求める事案である。

2 争いのない事実等

- (1) 租税債権の存在及び本件土地の差押状況等について

ア 原告は、Aに対し、昭和60年8月23日現在、別紙租税債権目録1記載のとおり、法定納期限（同年3月15日）を経過した租税債権を有していた。

原告は、同年8月23日、同債権を徴収するため、国税徴収法（以下「徴収法」という。）47条1項、68条の規定により、A所有の本件土地を差し押さえ（以下「本件差押え」という。）、その旨の登記を経由した。

一方被告は、同月3日、本件土地について、同月2日代物弁済予約を原因とする所有権移転請求権仮登記を経由した。

イ Aは昭和62年7月3日死亡し、本件土地は、唯一相続放棄をしなかったAの母Bが相続したが、所有権移転登記はされなかった。

ウ Bは昭和63年1月15日死亡し、同人に相続人のあることが明らかでなかったため、民法951条により本件土地は法人としての亡B相続財産の所有となった。

エ 宇都宮家庭裁判所足利支部は、平成19年5月31日、亡B相続財産管理人としてC弁護士を選任した。原告は、同年6月25日、同相続財産管理人に対し、相続による納税義務の承継があった旨通知した。

オ 原告は、平成21年5月11日現在、上記アの租税債権に延滞税を加え、亡B相続財産に対し、別紙租税債権目録2記載の合計335万1100円の租税債権を有している。

(2) 本件土地の収用手続及び補償金の供託状況等

ア 国土交通大臣は、土地収用法20条の規定に基づき、起業者をD株式会社（以下「D」という。）、事業の種類をE新設工事（Fインターチェンジ（仮称）（インターチェンジ部分を除く。）からGジャンクション（仮称）まで）並びにこれに伴う市道、普通河川及び農業用水路付替工事とする事業認定をし、平成18年12月11日その旨告示した。

イ Dは、平成19年4月3日、土地収用法39条1項及び同法47条の3

の規定に基づき、栃木県収用委員会に対し、権利取得裁決を申請するとともに明渡裁決を申し立て（甲 8）、栃木県収用委員会が同月 25 日に同法 45 条の 2 に基づいて裁決手続の開始を決定したことに伴い、同年 5 月 14 日、上記開始決定を代位原因として、A から B への相続を原因とする所有権移転登記等を経由した。

ウ 栃木県収用委員会は、平成 19 年 1 月 28 日、本件土地について権利取得裁決及び明渡裁決をした（以下「本件裁決」という。）。その主な内容は、①収用する土地及び明け渡すべき土地の区域を本件土地ほか 6 筆とする、②本件土地に対する損失の補償として、土地所有者である亡 B 相続財産に対し 203 万 7960 円の補償（以下「本件補償金」という。）を行う、③収用する本件土地に関する所有権以外の権利に対する損失の補償については、国及び被告に対する損失の補償は、個別に見積もることが困難なため、土地収用法 69 条ただし書の規定により、国及び被告の権利に係る上記②に対する損失の補償に含める、④権利取得の時期は平成 20 年 1 月 4 日、明渡しの期限は同年 5 月 29 日とする、というものである。

エ D は、本件裁決を受け、権利取得の時期である平成 20 年 1 月 4 日までに、本件補償金を払い渡す義務を負った（土地収用法 95 条 1 項）。

D は、平成 19 年 1 月 21 日、亡 B 相続財産の土地所有権及び被告の本件仮登記の存在を理由にして、法令条項を土地収用法 95 条 4 項、被供託者を亡 B 相続財産管理人及び被告として、本件補償金の全額 203 万 7960 円を宇都宮地方法務局足利支局に供託した（以下「本件供託」といい、供託された金員を「本件供託金」という。）。

オ 原告は、平成 19 年 1 月 28 日、別紙租税債権目録 2 記載の租税債権を徴収するため、国税徴収法 47 条 1 項及び同法 62 条の規定に基づき、本件供託金の還付請求権を差し押さえ、債権差押通知書は宇都宮地方法務局足利支局供託官に送達された。その結果、原告は、国税徴収法 67 条 1

項に基づく本件供託金の還付請求権の取立権を取得したことにより、取立てのために必要な権利（滞納者の有する権利と同一内容の権利）を行使することができることとなった。

3 争点は、本件差押えに係る租税債権と本件仮登記の被担保債権の優劣である。

第3 争点に関する当事者の主張

1 原告の主張

(1) 本件土地については、裁決手続が開始された平成19年4月25日より前の昭和60年8月23日に、原告が国税徴収法47条1項及び同法68条の規定に基づいて差し押さえていたのであるから、Dとしては、土地収用法96条1項により、本件補償金を、配当手続を実施すべき機関である足利税務署長に払い渡し、その上で土地収用法96条2項の規定に基づく滞納処分による配当手続が行われるべきだったものである。

(2) 仮に、Dが土地収用法96条1項の規定に従い本件補償金を足利税務署長に払い渡していた場合、滞納処分による配当手続が実施されることになるが、その場合、本件補償金の全額が滞納国税に充当され、被告は配当を受けることができなかったものである。

すなわち、仮登記によって担保される債権と国税の優劣は、国税の法定納期限と仮登記の設定時の先後により判断される（国税徴収法23条、8条）。

本件仮登記は登記原因が代物弁済予約である上、被告が担保のための仮登記であることを自認している。

租税債権の法定納期限が昭和60年3月15日、本件仮登記が同年8月3日であり、租税債権の額が平成19年12月21日現在320万1100円、本件供託金の額が203万7960円であるところからすると、被告に配当がされる余地はない。

2 被告の主張

(1) Dは本件仮登記の存在を理由として供託したものである。

(2) 被告が担保のための仮登記であることを自認していることは認める。

被告は農家であり、農地である本件土地について所有権を取得することを期待した。

全ての権利に対し租税債権が優先するとは考えられない。

第4 争点に対する判断

1 検討

(1) 土地収用法96条1項本文は、「裁決手続開始の登記前にされた差押えに係る権利（中略）について権利取得裁決又は明渡裁決があったとき（中略）は、起業者は、前条の規定にかかわらず、権利取得の時期又は明渡しの期限までに、当該差押えに係る権利に対する補償金等を当該差押えによる配当手続を実施すべき機関に払い渡さなければならない。」と規定している。これは、起業者に対抗できる差押債権者について、差押えの執行を失効させる代償として、補償金等を配当機関に払い渡し、配当手続における満足を得させることとしたものと解される。原告は、昭和60年8月23日差押えを經由し、これは裁決手続開始決定の日である平成19年4月5日より前である。よって、本来、Dとしては、土地収用法96条1項により、本件補償金を、配当手続を実施すべき機関である足利税務署長に払い渡し、その上で土地収用法96条2項の規定に基づく滞納処分による配当手続がされるべきものであった。

(2) その配当において、本件差押えに係る租税債権と、本件仮登記の被担保債権（本件仮登記が債権担保目的でされたことは争いがなく、登記原因〔昭和60年8月2日代物弁済予約、甲3〕、成立に争いのない甲12からも認められる。）の優劣が問題となる。

この点については、国税徴収法23条により、仮登記の時期と法定納期限の前後で決されるものと解される。すなわち、同条1項が、国税の法定納期限等以前に納税者の財産につき、その者を登記義務者として、仮登記担保契

約に関する法律に規定する仮登記担保契約に基づく仮登記がされているときは、その国税は、その換価代金につき、その担保のための仮登記により担保される債権に次いで徴収するものと特に定めているのであるから、担保のための仮登記が法定納期限後に経由されている場合は、国税徴収法8条の一般原則が適用されることになる。

租税債権の法定納期限が昭和60年3月15日、本件仮登記が同年8月3日であるから、前者が後者に優先し、かつ、租税債権の額が平成19年12月21日現在320万1100円、本件供託金の額が203万7960円であるところからすると、被告に配当がされる余地はなかったというよりほかない。

2 結論

よって、原告の請求は理由がある。

宇都宮地方裁判所足利支部

裁判官 本吉弘行